

岡崎市火災予防査察 実施要綱

岡崎市消防本部

岡崎市火災予防査察実施要綱

岡崎市消防本部

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条第1項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定に基づいて、消防職員が行う立入検査その他防火の指導等（以下「査察」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法の例による。

(査察対象物)

第3条 査察の対象となる消防対象物（以下「査察対象物」という。）は、別表の区分及び範囲のとおりとする。

(査察の種類)

第4条 査察の種類は、定期査察、臨時査察及び特別査察とする。

(定期査察)

第5条 定期査察は、別表に掲げる査察対象物について、計画的に行う査察とする。

(臨時査察)

第6条 臨時査察は、個々の査察対象物の位置、構造、設備又は管理の状況等について、関係者から防火上の要求があった場合又は消防署長、分署長及び出張所長（以下「署長等」という。）若しくは予防課長（以下「課長」という。）が必要と認めた場合において行う査察とする。

(特別査察)

第7条 特別査察は、特定の業態の査察対象物又は特定の区域内にある査察対象物について、消防長が火災予防上又は災害防止上必要があると認めた場合において行う査察とする。

(査察員の指定)

第8条 査察に従事する消防職員（以下「査察員」という。）は、査察対象物の区分に応じて、別表に定めるとおりとする。

2 消防長は、査察対象物の状況により、特に必要があると認めるときは、別表の定めによらないで査察を行わせることができる。

(査察計画)

第9条 署長等及び課長は、第5条の定期査察を適正かつ円滑に実施するため、別表に定める査察サイクルに基づき、あらかじめ査察計画を立てなければならない。

2 署長等及び課長は、定期査察の実施について常にその進行管理に努めなければならない。

(査察事項)

第10条 査察は、火災の予防又は災害の防止及び火災又は災害に関連する人命の安全を主眼とし、査察対象物の状況に応じ、次の各号に掲げる事項の状況等について行うものとする。

(1) 建築物その他の工作物及び舟車

- (2) 火気使用設備及び器具
- (3) 電気関係施設及び器具
- (4) 避難上必要な施設及び防火戸
- (5) 消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (6) 危険物及び指定可燃物等
- (7) ガス関係施設及び器具
- (8) 防災処理の状況
- (9) 防火管理に係る消防計画、防災管理に係る消防計画、防火管理に係る全体についての消防計画、防災管理に係る全体についての消防計画、自衛消防組織及び予防規程並びに消防訓練実施の状況
- (10) 防火管理者、防災管理者、統括防火管理者、統括防災管理者、統括管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の業務遂行状況
- (11) その他必要と認める事項

2 消防長は、査察対象物の部分を限定し、又は前項各号に掲げる事項を限定して査察を行わせることができるものとする。

(遵守事項)

第11条 査察員は、常に関係法令その他査察に必要な知識の習得を図り、査察能力の向上に努めるとともに、査察に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 関係資料を携行し、その位置、構造及び設備の状況を綿密に調査すること。
- (2) 消防用設備等の維持管理状況及び危険物製造所等の定期点検記録等を確認するとともに、必要と認める場合は、これらに係る書類の提示を求めること。
- (3) 関係者等責任のある者の立会いを求めて行うこと。
- (4) 正当な理由がなく、立入及び検査等を拒み、妨げ又は忌避する者があるときは、査察の目的を説明し、なお応じないときはその旨を上司に報告して指示を受けること。
- (5) 査察を行った結果、改善を要する事項については、関係者等に火災予防上又は災害防止上の理由を明らかにし、具体的に説明し指導すること。
- (6) 関係者の民事的紛争には関与しないこと。

(事前通告)

第12条 立入検査の事前通告は、口頭によるもののほか、必要に応じ事前の通告を「立入検査の実施について（様式第1号）」により行うものとする。

(立入検査結果通知書)

第13条 査察員は、査察の結果、査察対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等に不備事項を認め通知するときは、別に定める「立入検査結果通知書記載要領」又は「岡崎市危険物等火災予防査察細部要領」に基づき、関係者に「立入検査結果通知書（様式第2号）」を交付し、関係者に不備事項の速やかな改善を促すものとする。

2 前項の立入検査結果通知書を交付した場合は、報告期日を定め、関係者から「改善結果（計画）報告書（様式第3号）」の提出を求めるものとする。

(勧告書)

第14条 消防長又は消防署長は、前条第1項の不備事項が改善されない場合は、関係

者に「勧告書（様式第4号）」を交付するものとする。

- 2 前項の勧告書を交付した場合は、報告期日を定め、関係者から「改善結果（計画）報告書（様式第5号）」の提出を求めるものとする。

（追跡指導）

第14条の2 署長等又は課長は、第13条第1項に基づき立入検査結果通知書を交付した場合、又は前条第1項に基づき勧告書を交付した場合は、その経過を確認するとともに、不備事項が改善されるよう継続して指導するものとする。

（違反の処理）

第15条 関係者が第14条第1項の勧告事項を無視し、又はその状態が継続する場合において、その不備事項が重大な違反であると認めるときは、岡崎市消防法等違反の処理に関する要綱（以下「違反処理要綱」という。）により処理するものとする。

（資料提出）

第16条 査察に際し、資料を提出させる必要がある場合は、関係者に任意の提出を求めるものとする。

- 2 前項の任意の提出により難しいときは、「資料提出命令書（違反処理要綱、様式第5号）」により、これを行うものとする。

（報告徴収）

第16条の2 前条の規定により提出のあった資料以外のもので、必要と認める事項については、関係者に任意の報告を求めるものとする。

- 2 前項の任意の提出により難しいときは、「報告徴収書（違反処理要綱、様式第5号の2）」により、これを行うものとする。

（自主検査結果等の徴収）

第17条 署長等又は課長は、効果的な査察を行うために必要があると認める場合は、査察対象物における自主検査等の自主防火管理の実施状況について、関係者に任意の報告を求めるものとする。

（特異事項等の報告）

第18条 署長等又は課長は、査察事務に関し重要又は特異な事項があったときは、速やかに消防長に報告しなければならない。

（査察の実施結果報告）

第19条 査察員は、査察の実施結果を「立入検査結果報告書（様式第6号）」又は「立入検査結果報告書（様式第6号（その2））」により、署長等又は課長に報告しなければならない。

- 2 査察員は、年度の査察実施結果を、署長等又は課長に報告しなければならない。

- 3 前項の報告を受けた署長等又は課長は、消防長へ報告しなければならない。

（情報の管理等）

第20条 査察員は、この要綱において定める査察に関する事務処理について、消防情報管理システムに入力、出力及び保存が設定されている事項については、当該システムにより処理するものとする。

- 2 署長等又は課長は、査察により知り得た情報が適正に管理されるよう努めなければならない。

（実施細目）

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

査察対象物の区分	査 察 対 象 物 の 範 囲	査察員	査察サイクル
特種査察対象物	岡崎市違反処理移行基準別表第1に掲げる違反事項のある防火対象物	予防課員	-
第1種査察対象物	1 消防法施行令別表第1(二)項ニ、(五)項イ、(六)項イ((4)を除く。)、(六)項ロ及び(六)項ハ(通所を除く。)の用途に供される部分が存する防火対象物 2 特定一階段等防火対象物等 3 法第8条の2の2の適用を受ける防火対象物(前記2を除く。)及び法第36条の適用を受ける防火対象物	消防署員	1及び2は2年毎に1回以上 3は3年毎に1回以上
第2種査察対象物	法第8条に定める防火管理者が必要な防火対象物(特種査察対象物及び第1種査察対象物を除く。)	消防署員	特定防火対象物は3年毎に1回以上 非特定防火対象物は6年毎に1回以上
第3種査察対象物	1 法第11条の規定による許可を受けた危険物製造所等 2 各欄に掲げる査察対象物以外に存する少量危険物等貯蔵取扱所	予防課員	岡崎市危険物等火災予防査察細部要領による。
第4種査察対象物	法第8条に定める防火管理者が必要のない防火対象物(特種査察対象物及び第1種査察対象物を除く。)	消防署員	特定防火対象物は3年毎に1回以上 非特定防火対象物は6年毎に1回以上

備考 1 少量危険物等貯蔵取扱所とは、条例第34条に規定する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物、又は条例別表第3に規定する数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

2 第3種査察対象物以外の査察対象物の敷地内に存する少量危険物等貯蔵 取扱所は、各区分の査察員が行うものとする。

3 同一敷地内に特種査察対象物、第1種査察対象物、第2種査察対象物及び第4種査察対象物が混在する場合は、別表中の上段の査察対象物とみなして取り扱うものとする。

4 同一敷地内の査察対象物は、一括査察を行うよう努めるものとする。

5 特定一階段等防火対象物等とは、消防法施行規則第23条第4項第7号に規定された特定一階段等防火対象物で、小規模特定用途複合防火対象物を含むものをいう。

様式第 1 号

(年度) 予(署) 第 号
年 月 日

様

岡崎市消防本部(署)
予防課長(消防署長等)

立入検査の実施について

火災予防の徹底を期すため、消防法第 条 の規定により、貴 の立入検査を 年 月 日に実施します。

なお、事務の都合により、やむをえず検査日を変更する場合は、事前に通知します。

立入検査日が都合の悪いときは、事前に連絡してください。

(連絡先 課(署) 電話 局 番)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

様

所属階級氏名

立入検査結果通知書

所在地
名称

あなたの所有（管理、占有）する上記対象物について、 年 月 日
消防法第 条により立入検査を行ったところ、下記のとおり不備事項がありました
ので通知します。

なお、 年 月 日 までに不備事項の改善結果又は改善計画について、改善結果（計画）報告書を作成し、提出してください。

記

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

(宛先) 岡崎市消防本部 (署)
 予防課長 (消防署長等)

防 火 対 象 物
 所 在 地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 (電話)

改善結果 (計画) 報告書

年 月 日の立入検査による不備事項については、下記のとおり改善 (改善計画) しましたので報告します。

記

不 備 事 項	改 善 結 果 (改 善 計 画) 内 容	改善済年月日又は 改善予定年月日
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		

備 考

- 1 不備事項及び改善結果等が枠内に記入できない場合は、別紙に記入してください。
- 2 改善内容等が明確に分かるように図面又は写真を添付してください。
- 3 当該報告書は、 年 月 日までに提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4 号

(年度) 予(署)第 号
年 月 日

所在地
名 称
氏 名

様

(岡崎市消防長 氏 名 印)

(岡崎市 消防署長 氏 名 印)

勧 告 書

あなたの所有（管理、占有）する上記対象物については、下記のとおり不備があり改善されていないため、早期に改善するよう勧告する。

また、改善結果（計画）について、下記期限までに、改善結果（計画）報告書を作成し、提出すること。

記

勧 告 事 項	根拠法令

上記勧告事項にかかる改善結果（計画）報告書を、 年 月 日までに提出すること。

勧告事項に疑義があるときは、消防本部（署）予防課 局 番まで連絡すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

立入検査結果報告書

年 月 日

検査員 階級氏名
階級氏名
階級氏名

下記の査察対象物について、消防法第 4 条により実施した立入検査の結果について報告します。

記

所在地	
名 称	
通知先	

No	不 備 事 項	根拠法令

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6 号（その 2）

立入検査結果報告書

年 月 日
時 分から 時 分まで

査察員 階級氏名

階級氏名

階級氏名

下記の査察対象物について、消防法第16条の 5 により実施した立入検査の結果について報告します。

記

所在地			
施設名			
区分		設置許可	
通知先			

No	不 備 事 項	根拠法令

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること